

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部改正新旧対照表

新

(要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に関する報告)

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第十三条第一項の規定により報告を求められた要安全確認計画記載建築物の所有者は、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に関する報告書（様式第一）により知事に報告しなければならない。

(特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に関する報告)

第二条 法第十五条第四項の規定により報告を求められた特定既存耐震不適格建築物の所有者は、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に関する報告書（様式第二）により知事に報告しなければならない。

(計画の認定申請書に添える図書等)

第三条 法第十七条第一項の申請をしようとする者は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号。以下「省令」という。）第二十八条第一項又は第二項の申請書に、同条第一項から第七項まで第九項及び第十項並びに次項に定めるもののほか、次に掲げる図書及び書類を添えなければならない。ただし、第一号に掲げる図書にあつては、同条第二項に規定する申請をする場合に限る。

- 一 省令第二十八条第一項の表の(ウ)項に掲げる付近見取図及び配置図
- 二 その他知事が必要と認める書類

旧

(特定建築物の地震に対する安全性に関する報告)

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第七条第四項の規定により報告を求められた特定建築物の所有者は、特定建築物の地震に対する安全性に関する報告書（様式第一）により知事に報告しなければならない。

(計画の認定申請書に添える図書)

第二条 法第八条第一項の規定により申請をしようとする者は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号。以下「省令」という。）第二条第一項又は第二項の申請書に、同条第一項から第五項まで、第七項及び第八項に定めるもののほか、次に掲げる図書を添えなければならない。ただし、第一号に掲げる図書にあつては、同条第二項に規定する申請で木造の構造部分を有しない建築物に係るもの及び同条第四項に規定する申請をする場合に限る。

- 一 省令第二条第二項の表の(イ)項に掲げる付近見取図及び配置図
- 二 その他知事が必要と認める図書

2 省令第二十八条第二項の規則で定める書類は、当該建築物の耐震改修の計画が法第十七条第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを知事が適切であると認めた者が証する書類とする。

3 省令第二十八条第二項に規定する申請をする場合において、同項の申請書に前項に規定する書類を添えたときは、同条第二項に規定する構造計算書を添えることを要しない。

(計画の変更)

第三条 法第九条第一項の認定を受けようとする認定事業者は、変更認定申請書(様式第二)の正本及び副本に、それぞれ、当該変更に係る部分について変更前及び変更後の内容を明示した省令第二条第一項から第五項まで、第七項及び第八項並びに前条各号に規定する図書を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、法第九条第一項の規定により認定をしたときは、変更認定通知書(様式第三)に前項の変更認定申請書の副本を添えて同項の申請をした認定事業者に通知するものとする。

(計画の変更認定申請書に添える図書等)

第四条 法第十八条第一項の認定を受けようとする認定事業者は、変更認定申請書(様式第三)の正本及び副本に、それぞれ、当該変更に係る部分について変更前及び変更後の内容を明示した省令第二十八条第一項から第七項まで、第九項及び第十項並びに前条第一項各号及び第二項に規定する図書及び書類を添えて知事に提出しなければならない。

(計画の変更認定の通知)

第五条 知事は、法第十八条第一項の規定により認定をしたときは、変更認定通知書(様式第四)に前条の変更認定申請書の副本を添えて当該認定に係る申請をした認定事業者に通知するものとする。

(計画認定建築物の耐震改修に関する報告)

第六条 法第十九条の規定により報告を求められた認定事業者は、計画認定建築物の耐震改修状況報告書(様式第五)により知事に報告しなければならない。

(建築物の地震に対する安全性に係る認定申請書に添える図書等)

第七条 法第二十二條第一項の申請をしようとする者は、省令第三十三條第一項又は第二項の申請書に、同条第一項及び第二項並びに次項に定めるもののほか、次に掲げる図書及び書類を添えなければならない。ただし、第一号に掲げる図書にあつては、同条第一項の規定に基づき同項第一号に掲げる図書を添付した場合には、当該図書を添えることを要しない。

一 省令第三十三條第一項第一号の表に掲げる付近見取図及び配置図

二 その他知事が必要と認める書類

2 省令第三十三條第二項第一号の規則で定める書類は、当該建築物が法第二十二條第二項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを知事が適切であると認めた者が証する書類とする。

3 省令第三十三條第二項第一号に規定する申請書に前項に規定する書類を添えたときは、同号に規定する構造計算書を添えることを要しない。

(認定建築物の耐震改修に関する報告)

第四条 法第十条の規定により報告を求められた認定事業者は、認定建築物の耐震改修状況報告書(様式第四)により知事に報告しなければならない。

(基準適合認定建築物の地震に対する安全性に関する報告)

第八条 法第二十四条第一項の規定により報告を求められた法第二十二条第二項の認定を受けた者は、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に関する報告書(様式第六)により知事に報告しなければならない。

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定申請書に添える図書等)

第九条 法第二十五条第一項の申請をしようとする者は、省令第三十七条第一項の申請書に、同項及び次項に定めるもののほか、次に掲げる図書及び書類を添えなければならない。

- 一 省令第三十三条第一項第一号の表に掲げる付近見取図及び配置図
- 二 その他知事が必要と認める書類

2 省令第三十七条第一項第三号の規則で定める書類は、当該区分所有建築物が法第二十五条第二項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを知事が適切であると認める者が証する書類とする。

3 省令第三十七条第一項に規定する申請書に前項に規定する書類を添えたときは、同条第一項第二号に規定する構造計算書を添えることを要しない。

(要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に関する報告)

第十条 法第二十七条第四項の規定により報告を求められた要耐震改修認定建築物の区分所有者は、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に関する報告書(様式第七)により知事に報告しなければならない。

(書類の経由)

第十一条 略

(書類の経由)

第五条 略

附 則

- 1 この規則は、平成九年四月一日から施行する。
- 2 ~~法附則第三条第三項において準用する法第十三条第一項の規定により報告を求められた要緊急安全確認大規模建築物の所有者は、要緊急安全確認大規模建築物の地震に対する安全性に関する報告書（附則様式）により知事に報告しなければならない。~~

附 則

この規則は、平成九年四月一日から施行する。